

# 九州大学「教員活動進捗・報告システム」について

平成18年 4月21日  
大学評価委員会決定  
最終改正：令和4年3月7日

## I. 趣 旨

本学において教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について教員自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するための取り組みの一つとして、「教員活動進捗・報告システム」（以下、「システム」という。）を運用する。

同システムは、教員個々の自己点検に基づくデータの入力を基本として構築されており、具体的には以下に掲げる事項を目的とする。

1. 大学の運営方針や将来計画等の策定のための基礎情報・資料とする。
2. 自己点検・評価及び第三者評価に、機能的に対応するための基礎情報・資料とする。
3. 個々の教員がシステムに入力しているデータを、教員活動評価の実施に際して、個々の教員が毎年度終了後に提出する「年度活動報告書」に活用する。
4. 大学の教育研究活動等の状況や情報を公開し、教育、研究及び社会連携並びに国際交流の推進に資するとともに、これらの活動等に対する社会からの意見や提言を積極的に受け、社会からの要請を的確に把握するための基礎情報とする。
5. 教育研究活動等に係る調査等に対応する基礎データを蓄積し、これら調査等への対応を図るものとする。

## II. 管理・運営体制

1. 大学評価委員会（以下「委員会」という。）は、システムの基本的事項について審議する。
2. インスティテューショナル・リサーチ室は、システムの調査・検討および運用・開発に係る業務等を行う。
3. システムの管理・運営について総括するため教員活動進捗・報告システム責任者（以下「システム責任者」という。）を置き、インスティテューショナル・リサーチ室長をもって充てる。
4. システムの管理・運営に係る業務等を行うため教員活動進捗・報告システム管理者（以下「システム管理者」という。）を置き、本学教職員のうちからシステム責任者が指名する者をもって充てる。

## III. データの入力

1. 各教員が入力するデータの内容は、各自の責任において適正に入力する。
2. 入力にあたり、他人の名誉を棄損するような記述、事実に反するような記述、公正な評論の範囲を逸脱するような記述等、研究教育の本旨に反するような記述については、公開に際して再考を促すこととし、その判断は各部局が行う。
3. 各教員は、随時、入力内容の更新に努める。

#### IV. データの管理

本システムに入力されたデータは、委員会において管理する。

#### V. データの活用

1. 本システムに入力されたデータは、Iに掲げる目的以外に利用しない。
2. 本システムに入力されたデータのうち、委員会において認められたデータ項目は、九州大学公式ホームページ上の「九州大学研究者情報」で公開する。
3. 学内において、Iに掲げる目的のために、本システムに入力されたデータを利用するときは、システム責任者の了承を得なければならない。申請は原則、所属長を申請者とし、手続きは所掌事務部門を通して行わなければならない。退職者が在籍時の自身のデータを利用する際は、最終在籍時の所掌事務部門を通して申請しなければならない。
4. 上記3により、本システムに入力されたデータの利用を許可したときは、委員会に報告する。
5. インスティテューショナル・リサーチ室は、データの利用状況を整理し、これを管理する。
6. 教育研究活動等に対する学外からの要請により、上記2により公開しているデータを提供するときは、委員会の了承を得なければならない。
7. データの公開及び提供にあたっては、当該データの公開及び提供により特定の個人の権利利益を害することがないように、十分配慮する。

#### VI. データの内容確認

1. 各部局の部局等評価委員会は、各教員が入力したデータについて、Ⅲの2に基づき、定期的に内容の事後確認を行う。
2. 各部局の部局等評価委員会による内容確認等により、Ⅲの2に抵触する不適切な表現に関する指摘があった場合は、システム責任者が当該記述の公開を一時中止する。
3. 上記2について、不適切な表現をした教員の所属部局の長は、当該教員に対して、表現修正を要請する。
4. 不適切な表現をした教員が、所属部局の長の要請に応じない場合は、大学評価委員会の議を経て、当該表現を削除することがある。
5. 閲覧者等から不適切な表現に関する指摘があった場合は、上記2から4までと同様に措置する。

#### VII. その他

1. システムの適正な管理及び運営に関し必要な事項については、委員会が別に定める。
2. 九州大学「大学評価情報システム」の管理・運営について（平成15年9月19日自己点検・評価委員会承認、平成16年11月19日自己点検・評価委員会改正、）は廃止する。